

府中市文化センター 指定管理者募集要項

令和 8 年 9 月

広島県府中市

府中市文化センターの指定管理者募集要項

府中市が設置する府中市文化センターについて、府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年府中市条例第34号。以下「指定管理条例」という。）第2条の規定により、次のとおり指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

【今後5年間で目指す府中市文化センター】

～文化が、日常になる場所へ。～

府中市文化センターは、これまで市民や文化団体の文化芸術活動を支え、発表や鑑賞の機会を提供する文化拠点として、その役割を担ってきました。

本市は、これまでの役割を大切にしながら、コンサートや発表会などの特別な日だけでなく、日常的に練習・創作・交流・挑戦・発表などの文化芸術活動が行われ、人が集い、交流や賑わいが生まれる施設を目指します。

さらに、魅力ある文化芸術事業を継続的に創出することで、市民に親しまれ、市外からも人を惹きつける文化・交流の拠点を目指します。

その実現に向け、施設の安全かつ適切な管理運営を基本としながら、市民や文化団体の日常的な活動を「支える」、新たな挑戦と次代の文化を「育む」、魅力ある企画を「創る」という3つのミッションを、本市とともに担う指定管理者を募集します。

1 管理対象施設の概要

(1) 設置目的等

条例上の設置目的	府中市文化センター設置及び管理条例（昭和57年府中市条例第11号）第2条 市民の生活、文化の向上と福祉の増進を図るため、設置する。
ビジョン （施設の目的・目指すべき方向性）	市民や文化団体の活動を支え、若い世代をはじめとする新たな挑戦を育むとともに、魅力ある文化芸術事業を継続的に創出することで、文化芸術活動が日常的に行われ、人が集い、交流や賑わいが生まれる、市内外に開かれた文化・交流の拠点を目指します。
ミッション （施設の社会的使命や役割）	目指す姿（ビジョン）を実現させるための3つのミッション ① 支える ～日常の文化芸術活動を支える～ 市民や文化団体が、練習・創作・交流・発表などの文化芸術活動に継続的に取り組める環境を整えます。 ② 育む ～新たな挑戦と次代の文化を育む～ 若い世代をはじめ、文化芸術に取り組む人が、気軽に活動を始め、挑戦できる機会を広げます。 ③ 創る ～魅力ある企画を創り、市内外から人を呼ぶ～ 指定管理者の企画力・情報発信力を生かし、魅力ある公演やイベント等を継続的に企画・実施し、市内外から人が訪れるきっかけを創ります。

(2) 特徴

- ア 府中市文化センターは、市民の方々の生活、文化の向上と福祉の増進を図るための施設です。1,030席の大ホールをはじめ、各種ホール、会議室等多目的に利用できます。
- イ 平成28年度には大規模な改修を、令和7年度には耐震等改修工事を完了し、より快適に利用できるようになりました。

(3) 施設の概要

- ア 名称 府中市文化センター
- イ 所在地 広島県府中市府川町70番地
- ウ 設置目的 市民の生活、文化の向上と福祉の増進を図る。
- エ 建物概要
- | | |
|--------|---|
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 階数 | 地上4階建、一部塔屋（5階） |
| 敷地面積 | 10,704㎡ |
| 建築面積 | 3,842.16㎡ |
| 延床面積 | 7,201.48㎡ |
| 施設内容 | 1階 3,619.84㎡
2階 1,723.99㎡
3階 1,119.54㎡
4階 688.07㎡
塔屋 50.04㎡ |
| 付帯設備 | 駐車場 110台収容 |
| ア 大ホール | 固定席1,030席、身体障害者席10席、母子席6席、オーケストラピット、ホワイエ、楽屋4室、浴室2室、舞台、リハーサル室1室、練習室3室 |
| イ 中ホール | 移動席374席 |
| ウ 会議室 | 3室 |
| エ 和室 | 2室 |
| オ 展示室 | 1室 |
| カ 多目的室 | 1室 |
| キ 事務室 | 1室 |

(4) 指定管理者導入に関する市の考え

本施設では、指定管理者制度の導入により、施設の安全かつ適切な管理運営を基本としながら、民間事業者等の専門性、企画力、ネットワーク及び情報発信力を生かし、市民サービスの向上と施設価値の向上を図ることを目指します。

特に本市が目指す「文化が、日常になる場所」の実現に向けて、コンサートや発表会等の開催時だけでなく、日常的に市民や文化団体が訪れ、練習、創作、交流、鑑賞、発表等の文化芸術活動に触れることのできる施設運営を期待します。

そのため、市民や既存の文化団体の活動を継続的に「支える」ことに加え、子ども・若者やこれまで文化センターを利用してこなかった市民等が文化芸術に触れ、新たな活動に挑戦できる機会を「育む」とともに、指定管理者の専門性やネットワークを生かした魅力ある文化芸術事業を「創る」ことを求めます。

また、市内の文化団体、学校、地域、企業、文化芸術関係者等との連携を進め、文化センターだけで完結するのではなく、地域全体の文化芸術活動の活性化につながる取組を期待します。

なお、本施設の管理運営において市が設定する成果目標、成果指標及び数値目標は以下のとおりです。

①支える	～日常の文化芸術活動を支える～ 【成果目標】 市民や文化団体が、練習・創作・交流・発表などの文化芸術活動に継続的に取り組める環境を整える。 【成果指標】 ・施設稼働率 【数値目標】 ・55%/年
②育む	～新たな挑戦と次代の文化を育む～ 【成果目標】 若い世代をはじめ、文化芸術に取り組む人が、気軽に活動を始め、挑戦できる機会を広げる。 【成果指標】 ・新たな活動・挑戦、担い手育成、新規利用につながった取組とその実績 【数値目標】 ・育成・参加型事業 年間3事業以上 新たな活動・挑戦、担い手育成、新規利用につながった取組とその実績を毎年度把握・評価する。 ※単なる鑑賞機会の提供にとどまらず、体験、創作、練習、交流、発表等を通じ、新たな文化芸術活動への参加や継続につながる取組を対象とする。
③創る	～魅力ある企画を創り、市内外から人を呼ぶ～ 【成果目標】 指定管理者の企画力・情報発信力を生かし、魅力ある公演やイベント等を継続的に企画・実施し、市内外から人が訪れるきっかけを創る。 【成果指標】 ・自主事業等の来場者数及び市外来場者の状況

	【数値目標】 ・自主事業等の年間来場者数 3,000人以上 ※あわせて、自主事業等の実施件数、市外来場者の状況、事業内容及びその効果を毎年度把握・評価する。
全体数値目標	年間利用者数 令和9年度：8万人 令和10年度：9万人 令和11年度：10万人 令和12年度：11万人 令和13年度：12万人

2 指定管理者が行う業務

- (1) 府中市文化センターの利用許可に関すること。
 - (2) 府中市文化センターの利用料金に関すること。
 - (3) 府中市文化センターの施設及びその附属備品の維持管理に関すること。
 - (4) 府中市文化センターの運営企画に関すること。
 - (5) 府中市文化センターの文化事業（自主事業）に関すること。
 - (6) 文化芸術活動の担い手育成及び新たな利用者の創出に関すること。
 - (7) 学校、文化団体、地域、企業その他関係団体との連携に関すること。
- その他、別紙「府中市文化センター指定管理者仕様書」のとおり。

3 経理に関する事項

利用料金制を採用します。利用料金は指定管理者の収入として収受することができます。

- (1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

ア 市が支払う指定管理料

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。

□指定管理料

■単年度の指定管理料の参考となる額（指定管理料の実績）

令和4年度 25,850,000円（決算額）

令和5年度 26,972,000円（決算額）

令和6年度 27,350,000円（決算額）

令和7年度 28,036,000円（決算額）

■指定管理料上限額

指定期間（令和9年4月1日から令和14年3月31日）における指定管理料の上限額を1億4,685万円（消費税等含む）とします。

イ 利用料金による収入

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。指定管理者は施設の利用料金を収入として収受することで、施設の管理・運営に係る収支について責任を負うことになり、施設の利用を促進し収入の確保を図る必要があります。なお、利用料金の設定については、条例に定める範囲内で指定管理者が設定し、市長の承認を得て決定します。

■利用者数 実績

年度	利用者数
R 5	8 0, 4 2 0 人
R 6	4 9, 9 3 5 人
R 7	5 1, 3 5 5 人

※耐震等工事に伴う利用制限の影響により利用者が減少

■利用料金収入 実績

年度	収入額
R 5	2 0, 6 8 7, 0 2 0 円
R 6	1 2, 6 0 0, 0 1 0 円
R 7	1 0, 4 5 8, 4 3 0 円

※耐震等工事に伴う利用制限の影響により利用料金収入が減少

ウ 自主事業による収入

指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、管理運営に支障を及ぼさない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができます。この場合における事業収入は、指定管理者の収入とします。ただし、設置目的外と判断される事業については、市に対して行政財産目的外使用許可の手続が必要となり、行政財産目的外使用料が発生する場合がありますので注意してください。

府中市文化センターでは、これまで各種の自主事業を実施してきましたが、今後の自主事業について、既存事業の継続を前提とするものではありません。本施設のビジョン及び「支える・育む・創る」の3つのミッションを踏まえ、既存事業の発展、新規事業の創出、市民・文化団体等との協働など、指定管理者の専門性や創意工夫を生かした積極的な提案を期待します。（内容により行政財産目的外使用申請等が必要です。）

指定管理者が、自主事業を実施する場合は、指定管理者が行うべき業務（以下「本来業務」）の会計と区分し、自主事業の計画を策定し、あらかじめ市長の承認を得て実施してください。なお、自主事業を行う場合には、本来業務に支障のないようにしなければなりません。

(2) 指定管理の支出として見込まれるもの

- ア 人件費
- イ 施設運営関係費（消耗品費、通信費、燃料費等）
- ウ 施設維持管理費（施設管理費、清掃費、設備機器管理費等）
- エ 水道光熱費

■指定管理者の主な実績

(千円)

年度	人件費	施設運営 関係費	施設維持管 理費	水道光熱費
R 5	1 4, 3 5 1	4, 4 6 5	1 3, 0 6 6	1 0, 6 2 4
R 6	1 4, 5 9 1	3, 2 1 1	1 0, 9 0 7	1 0, 9 2 3
R 7	1 4, 6 0 4	3, 3 1 1	8, 6 3 3	9, 9 2 8

(3) 区分会計の独立

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うにあたり、法人等の他の事業等に係る会計とは区分した会計帳簿書類及び経理規程を整備するとともに、本業務と自主事業の会計を区分しなければなりません。

また、市の要求がある場合は、経理書類を開示するとともに、当該事業に関する監査を受けられる体制を整えなければなりません。

(4) 口座の管理

指定管理者の業務に関し発生する指定管理料及びその他の収入は、法人等が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください。

また、帳簿処理により、収入と支出の計上を正確に行い、月次ベースで現金残高と帳簿残高の照合を行ってください。

(5) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理料を決定し、その指定管理料を協定書に定める方法により支払います。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

5 募集・選定手続

(1) 募集・選定スケジュール等

質問の受付期限	令和8年 9月10日（木）
質問に対する回答	令和8年 9月18日（金）
第1次審査（資格要件）書類の提出期限	令和8年 9月25日（金）
資格審査結果の通知	令和8年10月 2日（金）
第2次審査書類の提出期限	令和8年10月13日（火）
第2次審査（ヒアリング） 使用資料提出期限	令和8年10月19日（月）
第2次審査（ヒアリング）	令和8年10月23日（金） ※詳細な時間は、第1次審査結果通知に併せて通知します。
選定結果の通知	令和8年11月初旬
市議会による指定管理者の審議	令和8年12月中

(2) 資格

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体で、次に掲げる事項に該当しない者

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 本市又は他の地方公共団体から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から2年を経過しない者

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

カ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 国税及び地方税を滞納している者

ク 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者

ケ 宗教活動又は特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦、支持若しくは反対をすることを主たる目的とした者

コ 法人等又はその役員若しくは使用人（以下「法人・役員等」という。）が次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する者

（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が法人等の経営に実質的に関与しているとき。

（イ）法人・役員等若しくは第三者の不正な利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴力団等を利用したと認められるとき。

（ウ）暴力団等に対して、直接的又は間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。

（エ）暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

※共同事業体による申請の場合は、全ての構成法人等が上記の要件に該当しないことが必要です。

6 募集に関するスケジュール等

(1) 募集告示及び募集要項の配布

募集告示日	令和8年9月1日（火）
配布期間	令和8年9月1日（火）～9月25日（金）
配布場所	府中市役所市民生活部地域づくり課及び府中市ホームページ ※住所、電話番号、ホームページアドレス及びメールアドレスは、問い合わせ先に記載しています。

(2) 申込みに関する質問の受付

受付期限	令和8年9月10日（木）午後5時まで
受付場所	地域づくり課
質問方法	指定管理者募集に係る質問票（様式第1号）に質問内容を記入の上、持参又は電子メールにより提出してください。
回答方法	令和8年9月18日（金）午後5時までに府中市ホームページに掲載します。
留意事項	・電子メールで送信する場合は、電子メールの表題を「指定管理者募集に係る質問票（府中市文化センター）」とし、必ず電話で質問票を送信した旨を伝え、地域づくり課で受信したことを確認してください。 ・指定管理者の選定が終了するまでの間は、本受付以外の方法での質問は受け付けません。ただし、申請手続及び提出書類に関する質問は除きます。

(3) 第1次審査

ア 提出書類の受付

提出期限	令和8年9月25日（金）午後5時必着
提出場所	地域づくり課
提出方法	（3）イの提出書類を、持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）により提出してください。
留意事項	・1団体が複数の申請をすることはできません。 ・共同事業体による申請の場合、申請書類提出後の代表法人等の変更は認めません。また、申請書類提出後の構成法人等の追加は認めません。 ・申請した法人等が別の共同事業体の構成法人等となることはできません。

イ 提出書類

（複数の法人等で申し込む場合には※印の書類について、構成法人等ごとに提出すること。）

提出書類		様式
1	応募資格確認申請書	様式第2号
2	※申込資格に関する誓約書	規則別記様式第2号
3	グループ構成員表 （共同事業体による申請の場合に限る。）	様式第3号
4	委任状 （共同事業体による申請の場合に限る。）	様式第4号
5	※定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類	—
6	※法人にあっては登記事項証明 （発行日から3か月以内の現在事項全部証明書）	—
7	※法人以外の団体にあっては代表者の身分証明書 （本籍地で発行される破産等をしていない証明）（発行日から3か月以内のもの。）	—
8	※応募資格確認申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の申請者に関する事業報告書	—

	及び前事業年度を含めた過去3か年の収支報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類	
9	※応募資格確認申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書	—
10	※設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかる書類	—
11	※納税証明書（その3） （所在地税務署の発行するもの） （発行日から3か月以内のもの。）	—
12	※都道府県税完納証明 （所在地都道府県税事務所の発行するもの） （発行日から3か月以内のもの。）	—
13	※市区町村税完納証明 （所在地自治体の発行するもの） （発行日から3か月以内のもの。） ※府中市に市税等の納税義務がない場合は、納税義務がない旨の申立書（様式第7号）を提出してください。	—
14	審査結果通知書の返送用封筒 （長形3号封筒に切手を貼付し、宛先を記入及び「簡易書留」と朱書きすること。）	—
提出部数		1部
留意事項		- 用紙サイズは、パンフレットを除き、原則A4判とします。やむを得ない場合は、A3判をA4判の大きさに折ったものも可とします。両面複写可。 - 申請書類の受付後は、市が求めた場合を除き、提出書類の差し替え、追加等の変更はできません。

ウ 第1次審査

資格・要件について提出書類による審査を行います。

審査の結果、資格要件を有すると認められた者について、第2次審査を行うこととします。

審査結果	令和8年10月2日（金）までに通知します。なお、共同事業体による応募の場合には、代表団体に通知します。
留意事項	- 審査にあたっては、審査期間内に個別に応募内容の確認を行うことがあります。 - ヒアリング対象者については、ヒアリングの詳細な日程についても併せて通知します。

(4) 第2次審査

ア 提出書類の受付

提出期限	令和8年10月13日（火）午後5時必着
提出場所	地域づくり課
提出方法	(4)イの提出書類を、持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）によ

	り提出してください。
留意事項	・応募資格を有する者（第1次審査通過者）のみ提出できます。 ・申請書類の受付後は、市が求めた場合を除き、提出書類の差し替え、追加等の変更はできません。

イ 提出書類

提出書類		様式
1	指定申込書	規則別記様式第1号
2	事業計画書	様式第5号
3	収支計画書	様式第6号
4	提案価格見積書	任意様式
5	提案価格内訳書	任意様式
6	障害者の雇用を確認できる書類 ・雇用義務のある者は、公共職業安定所長に提出した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し。 ・雇用義務はないが障害者を雇用している者は、本人の身体障害者手帳又は療育手帳等の写し及び健康保険証等の雇用関係が確認できる書類の写し。 ・雇用義務はなく障害者を雇用していない者は、提出不要	—
提出部数	正本1部、副本6部（ア～ウのみ）	
留意事項	・用紙サイズは、パンフレットを除き、原則A4判とします。やむを得ない場合は、A3判をA4判の大きさに折ったものも可とします。両面複写可。 ・申請書類の受付後は、市が求めた場合を除き、提出書類の差し替え、追加等の変更はできません。	

ウ 第2次審査（ヒアリング）

第2次審査（ヒアリング）は、選定委員会により行います。この中で、プレゼンテーション審査を実施し、総合的な評価により指定管理者の候補者1者を選定します。

審査日時	令和8年10月23日（金）
審査場所	府中市役所本庁舎内（予定）
時 間	1者当たり45分を予定（説明：25分、質疑応答：20分）
説 明 員	会場への入室は、5人までとします。ヒアリング当日には身分を証明する書類の提示を求めることを予定しています。
審査方法	「審査基準（評価項目）」に基づき、各審査員（持点100点）の評価点の合計点の最も高い者を指定管理者の候補者とします。
審査結果	ヒアリングを行った応募者全員に11月初旬に文書にてお知らせします。
留意事項	・ヒアリング対象者については、第1次審査結果通知に併せ、ヒアリングの詳細な日程についても通知します。 ・説明には提出された書類に記述されている内容のみを使用し、追加資料の配布、模型の持ち込みによる説明は不可とします。パワーポイント等プレゼンソフト、パネルを用いた説明は可としま

	す。その際、市で用意しているモニター、HDMIコードを利用することができます。 ・ヒアリング対象者は、ヒアリング当日に使用する資料（電子データを含む）を令和8年10月19日（月）正午までに地域づくり課に提出し、資料等が応募提出書類の範囲内であることの確認を受けること。
--	---

7 指定管理者の指定及び協定の締結

- (1) 議会の議決を経て行う指定管理者の指定は、12月下旬の予定です。
- (2) 指定管理者指定後、直ちに協定の締結を行う予定です。
- (3) 協定の主な内容は、次のとおりです。
 - ア 業務に関する基本的な事項（管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等）
 - イ 指定管理料に関する基本的な事項
 - ウ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - エ 事業報告・業務報告に関する事項
 - オ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - カ リスクの管理・責任分担に関する事項
 - キ 利用者アンケート等の実施・報告に関する事項
 - ク その他
- (4) 指定管理者候補者又は指定管理者が、協定の締結までに、社会的信用を著しく損なう事態を招くなど、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、候補者としての選定若しくは指定を取り消し、又は協定を締結しないことがあります。

8 その他

- (1) 提出書類の受付後は、市が求めた場合を除き、提出書類の差し替え、追加その他の変更は認めません。
- (2) 提出された書類等は、返却しません。
- (3) 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (4) 応募に要する費用は、申請者の負担とします。
- (5) 市が示した図書の著作権は市に帰属し、応募者の提出書類の著作権は、書類を提出した応募者に帰属します。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとします。ただし、市が指定した方法等で、仕様書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、応募者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、市が責任を負うものとします。
- (7) 責任分担の考え方は、おおむね次のとおりとします。なお、詳細は、協定書の中で定めるものとします。

項 目	指定管理者	市
施設の維持管理	○	
施設内機械設備の維持管理	○	
施設内備品の維持管理	○	
使用料(利用料金)徴収、収納	○	
施設の利用許可等	○	
施設の修繕(小規模)	○	
事故・火災等による施設備品の修繕	○	○
使用者(利用者)の被災	○	○
大規模修繕		○
施設に係る各種保険加入等	○	○
包括的管理責任		○

問い合わせ先

府中市役所市民生活部地域づくり課（担当：渡辺）

住所 広島県府中市府川町３１５番地

電話 （０８４７）４４－９１５５

ホームページアドレス <http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/>

メールアドレス chiikisinko@city.fuchu.hiroshima.jp